平成２８年度第２回八街市地域公共交通協議会　次第

日　時　　平成２８年６月３０日（木）　１５時から
場　所　　八街市役所第１庁舎３階　第１会議室

１．開　会

２．会長あいさつ

３．委員及び事務局職員の紹介

４．議　題
（１）副会長及び監査委員の指名について

（２）平成２７年度事業報告及び平成２７年度歳入歳出決算の認定について　（資料１）

（３）八街市地域公共交通協議会規約の廃止及び制定について　（資料２）

（４）八街市地域公共交通協議会事務局規程の廃止及び制定について　（資料３）

（５）八街市地域公共交通再編実施計画の策定について　（資料４）

５．その他

６．閉　会

平成２８年度八街市地域公共交通協議会委員名簿

Ｎｏ	関係条項	委員区分	所　属	職　名	氏　名	適　用
1	法第６条第２項第１号	市の職員の中から市長が指名する者	八街市	副市長	松澤英雄	会長
2			八街市	総務部長	武井義行	
3			八街市	建設部長	河野政弘	
4			八街市教育委員会	教育次長	村山のり子	
5	法第６条第２項第２号	一般乗合旅客自動車運送事業者	千葉交通株式会社	専務取締役	鵜澤尚夫	
6			ちばフラワーバス株式会社	営業課長兼営業所長	今井明彦	
7			九十九里鐵道株式会社	取締役社長	田中康嗣	
8		一般乗用旅客自動車運送事業者	八街タクシー株式会社	代表取締役	戸川有	
9			有限会社相孝	代表取締役	飯塚誠次	
10		一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	ちばフラワーバス協議会	会長	稗田等	
11		千葉県バス協会の代表者又はその指名する者	一般社団法人千葉県バス協会	専務理事	花﨑幸一	
12		千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者	一般社団法人千葉県タクシー協会	専務理事	土屋信乃夫	
13		東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	総務部企画室長	小林千佳	
14		（道路管理者）印旛土木事務所長又はその指名する者	千葉県県土整備部印旛土木事務所	所長	相澤忠利	
15	法第６条第２項第３号	（公安委員会）佐倉警察署長又はその指名する者	千葉県佐倉警察署	交通課長	小林靖彦	
16		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	八街市区長会	会長	清水篤	
17		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	八街市シニアクラブ連合会	会長	花澤潔	
18		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	八街市身体障害者福祉会	会長	越川陽子	
19		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	八街市ＰＴＡ連絡協議会	会長	濱詰大介	
20		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	公募市民		中村進	
21		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	公募市民		佐藤利代子	
22		国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官	宮本岳仁	
23		千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者	千葉県総合企画部交通計画課	企画調整班班長	岡崎晃士	監査委員
24		学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科	教授	轟朝幸	副会長
25		その他協議会の運営上必要と認める者	社会福祉法人八街市社会福祉協議会	会長	石毛勝	
26		その他協議会の運営上必要と認める者	八街商工会議所	会頭	大畑喜信	

八 街 市 地 域 公 共 交 通 協 議 会

八街市
副市長
松 澤 英 雄

事務局

八街商工会議所 会頭 大 畑 喜 信	八街市 総務部長 武 井 義 行
(社)八街市社会福祉協議会 会長 石 毛 勝	八街市 建設部長 河 野 政 弘
千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班主事 辻 内 裕 樹(代理)	八街市 教育次長 村 山 のり子
国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局首席運輸企画専門官 宮 本 岳 仁	千葉交通株式会社 自動車部企画課課長補佐 石 井 真 樹(代理)
公募市民 佐 藤 利代子	ちばフラワーバス㈱ 営業課長兼営業所長 今 井 明 彦
公募市民 中 村 進	九十九里鐵道㈱ 総務部長 (欠席) 深 山 宏 樹(代理)
八街市ＰＴＡ連絡協議会 会長 濱 詰 大 介	八街タクシー㈱ 常務取締役 龍 崎 晃 (代理)
八街市身体障害者福祉会 会長 越 川 陽 子	有限会社相孝 代表取締役 飯 塚 誠 次
八街市シニアクラブ連合会 会長 花 澤 潔	ちばフラワーバス協議会 会長 稗 田 等
八街市区長会 会長 清 水 篤	(一)千葉県タクシー協会 専務理事 土 屋 信乃夫

千葉県佐倉警察署 交通課長 小 林 靖 彦	千葉県県土整備部印旛土木事務所 調整課長 白 藤 徹 (代理)	東日本旅客鉄道㈱千葉支社 総務部企画室長 小 林 千 佳

資料１

平成２７年度八街市地域公共交通協議会事業報告

◆協議会の開催

第１回　平成２７年５月１５日　書面開催

議　題

（１）平成２７年度補正予算（案）及び平成２７年度事業計画の変更について

（２）八街市地域公共交通網形成計画策定に向けた調査業務の事業　実施者の選定について

第２回　平成２７年６月２５日

議　題

（１）監査委員の指名について

（２）平成２６年度事業報告及び平成２６年度歳入歳出決算の認定について

（３）八街市地域公共交通協議会規約の改正について

（４）八街市地域公共交通網形成計画の策定について

第３回　平成２７年１０月１９日

議　題

（１）八街市地域公共交通網形成計画に係る調査業務の報告について

（２）八街市地域公共交通網形成計画の骨子（案）について

第４回　平成２８年１月２９日

議　題

（１）八街市地域公共交通網形成計画（素案）について

（２）地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

（３）バスの乗り方・交通バリアフリー教室の開催について

第５回　平成２８年３月１４日

議　題

（１）八街市地域公共交通網形成計画(案)のパブリックコメントの実施結果及び八街市地域公共交通網形成計画の策定について

（２）バスの乗り方・交通バリアフリー教室の実施結果について

（３）平成２８年度事業計画（案）及び平成２８年度予算（案）について

◆平成２７年度の取組み

１．八街市地域公共交通網形成計画策定に係る調査業務

（１）ふれあいバス乗降調査（９月１日～９月３０日）

（２）ふれあいバス利用者アンケート調査

（ＯＤ調査及びヒアリング調査：９月１８日（金）、
９月１９日（土）平日・休日計２日で５５０名調査）

（３）地域懇談会の開催（市内９地区　参加総数２６３名）

（４）交通事業者ヒアリング調査

（バス事業者３社、タクシー事業者２社）

２．バスの乗り方・交通バリアフリー教室の開催

開催日：平成２８年２月３日　９時３０分～１１時５０分
場　所：八街市立交進小学校
参加者：八街市立交進小学校５年生４６名
主　催：八街市地域公共交通協議会及び千葉運輸支局
協　力：一般社団法人 千葉県バス協会
千葉交通株式会社
社会福祉法人 八街市社会福祉協議会
社会福祉法人 林声会

平成27年度決算書

歳入

(単位:円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額及び流用増減	計	収入済額	収入未済額	摘要
1．負担金	1．負担金	1．負担金	1 市負担金	430, 000	0	430, 000	430, 000	0	市負担金
2．国庫支出金	1．国庫補助金	1．国庫補助金	1 国庫補助金	0	4, 255, 200	4, 255, 200	4, 255, 200	0	国庫補助金
3．諸収入	1．雑入	1．雑入	1 雑入	0	0	0	48	0	預金利息
歳入合計				430, 000	4,255,200	4,685,200	4, 685, 248	0	

歳出

(単位:円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額及び流用増減	計	支出済額	不用額	摘要
1．総務費	1．総務費	1．会議費	8 報償費	340, 000	0	340, 000	275, 000	65, 000	協議会委員報償 5,000円×55名
			12 役務費	44, 000	0	44, 000	29, 348	14, 652	振込依頼手数料 57件 通信運搬費(返信用切手)26枚
		2．事務局費	11 需用費	10, 000	0	10, 000	9, 504	496	消耗品費
2．事業費	1．事業推進費	1．調査研究費	8 報償費	30, 000	0	30, 000	0	30, 000	
			13 委託料	0	4, 255, 200	4, 255, 200	4, 255, 200	0	八街市地域公共交通網形成計画策定業務委託料
3．予備費	1．予備費	1．予備費	1 予備費	6, 000	0	6, 000	0	6, 000	
歳出合計				430, 000	4, 255, 200	4, 685, 200	4, 569, 052	116, 148	

収入支出差引残額　116, 196 円

(平成28年度予算繰越金)

上記のとおり報告します。
平成28年 6 月3 0日

八街市地域公共交通協議会会長

監査の結果、相違ないことを認めます。

平成28年 5 月2 0日

監査委員　原　弘 行 (印)

監査委員　岡 崎　晃 士 (印)

資料２

八街市地域公共交通協議会規約

（目的）

第１条　八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づく地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年３月３０日付け国総計第９７号、国鉄財第３６８号、国鉄業第１０２号、国自旅第２４０号、国海内第１４９号及び国空環第１０３号）第２条第１項第１号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）及び道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

（事務所）

第２条　協議会の事務所は、千葉県八街市八街ほ３５番地２９　八街市役所内に置く。

（所掌事務）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1)　形成計画及びネットワーク計画の作成及び変更の協議に関すること。

(2)　形成計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(3)　形成計画及びネットワーク計画に定められた事業の実施に関すること。

(4)　形成計画の達成状況の評価に関すること。

(5)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。

(6)　市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(7)　前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（会長）

第５条　会長は、別表に掲げる委員の互選により定める。

２　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

（副会長）

第６条　副会長は、別表に掲げる委員のうちから会長が指名する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（委員の任期）

第７条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　第４条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

３　欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の招集等）

第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事案とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営等）

第９条　会議の議長は、会長をもって充てる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

４　会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

５　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とする。

６　協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

７　会議の内容が軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、文書による会議とすることができる。

８　前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取扱い）

第１０条　協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第１１条　協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第１２条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第１３条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局は、八街市総務部企画政策課に置く。

３　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１４条　協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

（監査）

第１５条　協議会に監査委員を２人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

２　監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第１６条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報償金）

第１７条　協議会は、会議に出席した委員及び第９条第６項の規定により、会議に出席した者に対し、予算の範囲内で報償金を支払うことができる。

２　前項の報償金の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

（費用弁償）

第１８条　委員等が協議会等に出席し、又は協議会の職務のため旅行したときは、予算の範囲内でその旅行等について費用弁償として旅費等を支給することができる。

２　前項の規定により支給する費用弁償の額は、会長が必要と認めるものの実費額とする。

（協議会が解散した場合の措置）

第１９条　協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

（補則）

第２０条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成２８年　６月３０日から施行する。

（八街市地域公共交通協議会規約の廃止）

２　八街市地域公共交通協議会規約（平成２７年６月２５日施行）は、廃止する。

別表

関係条項	委　　員
法第６条第２項第１号	市の職員の中から市長が指名する者
法第６条第２項第２号	一般乗合旅客自動車運送事業者
	一般乗用旅客自動車運送事業者（法人）
	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
	千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
	千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者
	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者
	印旛土木事務所長又はその指名する者
法第６条第２項第３号	佐倉警察署長又はその指名する者
	地域公共交通の利用者又は市民の代表者
	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
	学識経験者
	その他協議会の運営上必要と認める者

資料２

八街市地域公共交通協議会規約　新旧対照表

新	旧
八街市地域公共交通協議会規約	八街市地域公共交通協議会規約
第１条～第１２条　（略）	第１条～第１２条　（略）
（事務局） 第１３条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 ２　事務局は、八街市総務部企画政策課に置く。 ３　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 ４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。	（事務局） 第１３条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 ２　事務局は、八街市総務部企画課に置く。 ３　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 ４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
第１４条～第２０条　（略）	第１４条～第２０条　（略）
附　則 （施行期日） １　この規約は、平成２８年　６月３０日から施行する。 （八街市地域公共交通協議会規約の廃止） ２　八街市地域公共交通協議会規約（平成２７年６月２５日施行）は、廃止する。	附　則 （施行期日） １　この規約は、平成２７年　６月２５日から施行する。 （八街市地域公共交通協議会規約の廃止） ２　八街市地域公共交通協議会規約（平成２４年９月１９日施行）は、廃止する。

資料3

八街市地域公共交通協議会事務局規程

（趣旨）

第１条　この規程は、八街市地域公共交通協議会規約第１３条第４項の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　協議会の会議に関すること。

(2)　協議会の資料作成に関すること。

(3)　協議会の庶務に関すること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第３条　事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

２　事務局長は、八街市総務部企画政策課長をもって充てる。

３　事務局員は、八街市総務部企画政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第４条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

(1)　事務局の運営に関すること。

(2)　物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。

(3)　物品及び現金の出納に関すること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第５条　事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、八街市において定められている公文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第６条　協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、

用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

２　協議会の公印の保管、取扱い等については、八街市において定められている公印の取扱いの例による。

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２８年　６月３０日から施行する。

（八街市地域公共交通協議会事務局規程の廃止）

２　八街市地域公共交通協議会事務局規程（平成２４年９月１９日施行）は、廃止する。

別表

名　称	形　　状	書体	寸法	用途	個数	管理者
八街市地域公共交通協議会会長の印	会 通 域 八 長 協 公 街 之 議 共 市 印 会 交 地	古印体	24×24	会長名をもって発する文書	1	事務局長

資料３

八街市地域公共交通協議会事務局規程　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>八街市地域公共交通協議会事務局規程

第１条～第２条　（略）

（職員等）
第３条　事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
２　事務局長は、八街市総務部企画政策課長をもって充てる。
３　事務局員は、八街市総務部企画政策課の職員をもって充てる。

第４条～第７条　（略）

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成２８年　６月３０日から施行する。
（八街市地域公共交通協議会事務局規程の廃止）
２　八街市地域公共交通協議会事務局規程（平成２４年９月１９日施行）は、廃止する。</td><td>八街市地域公共交通協議会事務局規程

第１条～第２条　（略）

（職員等）
第３条　事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
２　事務局長は、八街市総務部企画課長をもって充てる。
３　事務局員は、八街市総務部企画課の職員をもって充てる。

第４条～第７条　（略）

附　則
この規程は、平成２４年９月１９日から施行する。</td></tr>
</table>

14